

# 令和8年度 学校いじめ防止基本方針

鳴門市堀江南小学校

## 1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍しているなど、当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

## 2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

- (1) 教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。
- (2) いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組む。
- (3) より根本的ないじめの問題克服のために、事案発生後の困難課題対応的生徒指導から、全ての児童を対象とする、発達支持的生徒指導及び課題予防的生徒指導への転換を図る。
- (4) ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で適切に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- (5) 被害児童を守り抜く観点から、いじめへの対応を教職員の日常業務の最優先順位に位置づける。
- (6) 発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。
- (7) より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。
- (8) いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所等）との適切な連携を図るとともに、日ごろから、学校と関係機関の担当者との情報共有体制を構築する。

## 3 いじめの防止等の対策のための組織

- (1) 組織の構成  
管理職や教務主任、生徒指導主任、人権教育主事、養護教諭、学級担任等、児童に関わる教職員等により構成する。個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって関係の深い教職員を追加する。  
また、心理、福祉などに関する専門的な知識を有する者等の助言を得る。
- (2) 組織の役割
  - ① 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
  - ② 児童・保護者や教職員からのいじめの相談・通報の窓口となり、報告を受ける。
  - ③ いじめの疑いに係る情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
  - ④ 緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者の連携を行う。
- (3) 地域や家庭との連携  
いじめの問題の重大性を全教職員が認識し、校長を中心に一致協力体制を確立し実践に当たるとともに、コミュニティスクール（学校運営協議会制度）を活用し、地域や家庭との連携を積極的に図る。

## 4 教育相談体制

- (1) 教員と児童及び保護者、さらには児童間の好ましい人間関係の醸成に努める。
- (2) 児童の個人情報に配慮するとともに、教員に相談すれば、秘密の厳守はもとより、教員は必ず自分を助けてくれるという安心感や信頼感の醸成に努める。

- (3) 定期的な教育相談週間や相談日等を設定するなど、児童はもとより、保護者も気軽に相談できる体制を整備し、保護者からの相談を直接受け止められるようにする。
- (4) 相談の内容によっては指導を継続し、必要に応じて医療機関等の専門機関との連携を図る。
- (5) 児童や保護者に対して、広く教育相談が利用されるよう、学校の内外を問わず多様な相談窓口について広報・周知に努める。

## 5 いじめの未然防止のための取組

### (1) 教育・指導場面

- ① 「いじめは人として決して許されない行為」との強い認識を、学校の教育活動全体を通じて、児童一人一人に徹底する。
- ② 教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、児童の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度を養う。
- ③ 全ての児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に参加し、活躍できる授業づくりや集団づくりを行う。
- ④ 授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人ひとりを大切にしたり分かりやすい授業づくりを進める。
- ⑤ ストレスを感じた場合、それを他人にぶつけるのではなく、運動や読書などで発散したり誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力を育む。
- ⑥ 学校の教育活動全体を通じ、児童が安心して活躍でき、他者の役に立っていると感じることのできる機会を全ての児童に提供し、児童の自己有用感が高められるよう努める。また自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設ける。
- ⑦ 学級活動や道徳の時間に、いじめに関わる問題を取り上げ、いじめは人権侵害であり、絶対に許されない行為であることを毅然と指導する。
- ⑧ 授業のあり方を見直し、グループ学習等を通して、伝え合いの場面を積極的に設ける協働的な学びを取り入れること等により、コミュニケーション能力や人間関係が育つ授業の工夫・改善を図る。
- ⑨ 情報化社会の発展により、インターネットやスマートフォン、生成AI等の普及が急速に進む中で、インターネット上に他人を誹謗・中傷する情報を発信することは「いじめ」であり、決して許される行為ではないことを児童に徹底する。インターネットを通じて送信される情報の特性に関する学習や正しい利用方法、危険性について理解を深めるための情報モラル教育について学校全体で取り組む。
- ⑩ 人権課題(「徳島県人権教育推進方針」参照)に関わるいじめの未然防止・早期発見に取り組む。
- ⑪ いじめ防止子ども委員会(人権を大切にしよう委員会)を設置し、いじめの未然防止等に児童自らが主体的に取り組む活動を促進し、指導助言を行う。
- ⑫ 児童の言葉や態度及び遊び等に注意を払い、不適切な場合は指導する。
- ⑬ 教職員の言動が、児童を傷付けたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように、細心の注意を払う。
- ⑭ いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。
- ⑮ 鳴門教育大学の専門的な知見を活用し、予防教育等に取り組む。

### (2) 家庭・地域社会との連携

- ① 学校いじめ防止基本方針や指導計画の公表のほか、法の趣旨及び法に基づく対応に係わる広報啓発を充実し、保護者や地域住民の理解を得るよう努める。
- ② 家庭や地域社会と連携して、いじめ問題の解決を進める姿勢を示すとともに、必要に応じて警察・児童相談所との円滑な連携や情報の共有を図る。
- ③ PTAや地域の関係団体とともに、いじめ問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて、地域ぐるみの対策を推進する。
- ④ いじめ防止支援機構や生徒指導支援センター等を活用する。

## 6 早期発見・早期対応の在り方

- (1) 各学期の始業式及び入学式等において、すべての児童や保護者に対して、いじめを許さない学校の取組や、いじめられている児童を全力で守りぬくことを明らかにし、児童や保護者が学校を信頼し、安心していじめ等の相談をできるよう働きかける。

- (2) 「いじめ発見のための観察ポイント（教員用）」等を使用しつつ、日常的にいじめの発見に努め、児童が発する危険信号を見逃さず、その一つ一つに的確に対応する。
- (3) 全児童を対象としたいじめ発見のための1人1台端末を活用した「アンケート調査」を定期的（6月、9月、12月）に実施することに加え、日常の言動や「個別面談」、「日記や連絡帳」の記述等から、児童の悩みや対人関係での状況をきめ細かく把握し、いじめの認知については、「いじめの防止等の対策のための組織」において組織的に判断する。
- (4) いじめの把握にあたっては、教育相談担当教諭、養護教諭、スクールカウンセラー、特別支援教育コーディネーター等、学校内外の専門家との連携に努める。特に、けが等にも留意し、背景にいじめがないか確認する。
- (5) 児童に絶えず声かけを行い、児童が日常使っている言葉や態度、遊び等に注意を払うとともに、気付いたことについて教職員の情報交換を密に行う。
- (6) 児童が欠席や遅刻をしたり、けがをしていたりした場合は、必ずその理由を確認し、保護者と連絡を取る。
- (7) いじめについて訴えや情報があった時は、問題を軽視することなく、保護者や友人関係等からの情報収集を通じて事実関係を正確に調査し、いじめを認知した場合は、速やかに市教育委員会に報告し、適切な連携を図る。
- (8) 保護者に対して、「いじめ発見のための観察ポイント（保護者用）」を配布するなど、いじめ問題への関心をもってもらい、保護者からの情報提供を促す。
- (9) 子どものSOS相談窓口を集約して周知する等、児童がいじめを訴えやすい体制を整える。

## 7 いじめへの対処

- (1) いじめの発見・通報を受けたときの対応
  - ① いじめの訴えや情報及び兆候等があった時は、管理職の指示のもと、「いじめ対策委員会」を設置し、問題を軽視することなく、正確かつ迅速に事実関係の把握を行う。
  - ② 「いじめ対策委員会」において、速やかに関係児童等から事情を聴取するなど必要な調査を実施するとともに、認知したいじめへの対応方針を決定する。
  - ③ 職員会議等を通じて、いじめの情報を共有し、対応方針について全教職員の共通理解を図る。
  - ④ いじめられた児童、いじめた児童への具体的な支援や指導について、教職員一人ひとりの役割分担を明確化し、組織的に対応するとともに、保護者に対して適切に情報提供を行い、連携・協力を図る。
  - ⑤ 障害のある児童が被害者、加害者となるいじめには、個人の特性を踏まえた適切な指導・支援を行う。
  - ⑥ いじめが「解消した」と判断するには、加害者行為が相当期間なく、被害者が心身の苦痛を感じていないと認められることが必要である。ここでいう相当期間とは少なくとも3か月を目安とする。
- (2) いじめられた児童、保護者への支援
  - ① いじめられた児童を徹底して全力で守りぬく。
  - ② いじめられた児童が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる。
  - ③ 複数教員による家庭訪問を行う。
  - ④ 本人や保護者に必要な情報を適切に提供する。
  - ⑤ 本人や保護者の気持ちに寄り添い、要望や相談には適切に対応する。
  - ⑥ スクールカウンセラーやソーシャルワーカーの活用等、専門家による継続的な心のケアに取り組む。
- (3) いじめた児童への指導と保護者への助言
  - ① 毅然とした対応と粘り強い指導を通じて、行為に対する十分な反省を促す。
  - ② いじめられた児童を守る観点から、必要に応じて別教室等での学習を行わせる。
  - ③ いじめの背景を考え、行為に対する責任を明確にし、再発防止に努める。
  - ④ 複数教員で家庭訪問を行い、保護者に説明を尽くし、理解と協力を求める。
- (4) 他の児童への指導
  - ① 新たないじめを防止するための指導の徹底を図る。
  - ② 傍観者や取り巻きもいじめを助長していることを理解させ、「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を徹底させる。
  - ③ 児童自身の主体的な参画によるいじめの問題への取組促進などにより、いじめを許さない学校づくりを進める。

(5) 教育委員会等への報告と連携

- ① いじめを認知した場合は、学校長が速やかに市教育委員会に報告し、適切な連携を図るとともに、いじめられた児童を守る観点から、必要に応じて出席停止措置の適用を要請する。
- ② 事案によっては、県教育委員会と連携し、阿波っ子スクールサポートチームや学校問題解決支援チーム、スクールカウンセラーの派遣を要請し、外部専門家の力を借りて対応する。

(6) 関係機関への相談・通報

- ① 恐喝、暴行、傷害等の犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案は、ためらうことなく早期に警察に相談し連携した対応を取る。
- ② 生命又は身体の安全が脅かされるような場合には、直ちに警察に通報する。
- ③ ネット上のいじめが行われた場合、いじめに係る情報の削除依頼や発信者情報の開示請求について、必要に応じて警察や法務局に協力を求める。

## 8 校内研修

- (1) 全ての教職員の共通認識を図るため、年に一回以上、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を行う。
- (2) 性同一性障害や性的指向・性自認に関わるいじめを防ぐため、教職員の正しい理解を促進し、学校として必要な対応を周知する。

## 9 重大事態への対処

いじめにより、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じたり、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされたりしている疑いがあると認めるとき、事実確認の結果を直ちに市教育委員会に報告するとともに、市教育委員会と連携して対処する。重大事態への対応は、「疑い」が生じた段階で開始する。被害児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等の対応を行う。

## 10 取組の評価

- (1) いじめ問題への取組等について、学校評価の項目に加え、自校の取組を評価する。
- (2) PDCAサイクルの考え方に従い、年間計画で決めた期間の終わりには、「取組評価アンケート」等を実施し、その結果を踏まえてその期間の取組が適切に行われたか否かを検証する。
- (3) 期待するような指標等の改善が見られなかったような場合には、その原因を分析し、次の期間の取組内容や取組方法の見直しを行う。
- (4) 教員評価において、いじめ防止等の対策への取組状況(迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等)を積極的に評価する。

## 11 年間計画 (いじめ防止プログラム)

	教職員		児童 (保護者・地域)	
	内容	担当	内容	担当
4月	学校基本方針の説明 指導体制や指導計画の 公表・周知 児童理解研修	教頭 教務  研修主任 特支コーディネーター	授業参観 個人懇談 学校探検 読書活動開始	担任 担任 担任 担任
5月	問題行動の共通理解	生徒指導主任	修学旅行 愛校タイム QUアンケート調査	担任 担任 教頭・担任
6月	アンケート調査 アンケート調査分析	生徒指導主任 担任・管理職	授業参観 水泳学習開始 不審者侵入対応訓練 (誘拐防止教室)	担任 体育主任 担任
7月	個人懇談 児童理解研修	担任 生徒指導主任	校外補導 個人懇談 みんなで楽しもう集会	担任 生徒指導主任 担任 担任
8月	1学期前半の取組の点 検と評価・改善 取組の成果等の情報発 信と保護者啓発	担任  教頭	校外補導	生徒指導主任
9月	アンケート調査 アンケート調査分析	生徒指導主任 担任・管理職 生徒指導主任	人権学習	担任・人権教育主事
10月	1学期取組の点検と評 価・改善 取組の成果等の情報発 信と保護者啓発	担任  教頭	生活科(体験活動) 人権パネル作り 運動会 QUアンケート調査	担任 担任・人権指導主事 担任・担任 教頭・担任
11月	児童理解研修	生徒指導主任	人権標語 人権文化祭見学 授業参観(人権教育) PTA人権講演会 特別支援学級交流会 全校への呼びかけ (人権や校内問題等について)	担任 人権教育主事 大麻中校区小・中 担任・担任 担任・担任 担任・担任
12月	2学期前半取組の点検 評価・改善	担任	個人懇談 堀江北小との交流学習	担任・人権教育主事 教頭・人権教育主事 担任 教頭・担任
1月	学校評価	校長・教頭	北風タイム	体育主任・担任
2月	アンケート調査 アンケート調査分析 児童理解研修	生徒指導主任 担任・管理職 生徒指導主任 特支コーディネーター	学習表現会(人権) 縄跳び集会	担任 体育主任・担任 体育主任・担任
3月	1年間の取組の点検と 評価・改善と次年度の 計画	担任 生徒指導主任 教頭	6年生を送る会 卒業式	担任・担任 担任・担任 担任

平成25年 策定  
令和8年 改定(第2期)

# 重大事態への対応マニュアル（堀江南小学校）

## ★いじめ事案発生★

### （1） 組織員の構成

#### ①既存の学校いじめ対策組織

調査組織の構成：（校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、人権教育主事、養護教諭、学級担任）

#### ②外部人材を加えた組織 ※①の組織に加える人材のみ記載する

調査組織の構成：（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校運営協議会委員）

### （2） マスコミへの対応

窓口の一本化と正確な情報と丁寧な対応（対応者：教頭）

## I 重大事態の発生（疑いを含む）

## II 所管教育委員会に報告する（学校又は学校設置者のどちらが主体になるかを判断）

## III 重大事態の調査組織を設置する（学校が調査の主体になった場合）

・公平性、中立性が確保された組織が、客観的な事実確認を行う。

・被害児童・保護者に調査等の事前説明を行う。

・②又は③のどちらが調査の主体となるかを決定する。

②既存の学校いじめ対策組織に適切な専門家を加えた調査組織

③調査を行うための第三者組織 ※(1)の②の組織に加える人材のみ記載する

（弁護士、学識経験者（鳴教大生徒指導支援センター等）、医師など）

## IV 被害児童・保護者への調査方針の説明や情報提供を行う

・調査前に被害児童、保護者に①から⑥を説明をする。

・被害児童生徒・保護者に寄り添った対応を第一とする。

・加害児童生徒・保護者にいじめの事実関係についての調査結果の説明を行う。

①調査の目的・目標

②調査主体

③調査時期・期間

④調査項目

⑤調査方法

⑥調査結果の提供

## V 調査組織で、事実関係を明確にする調査を実施する

・いじめの事実関係を明確にする。（因果関係の特定でなく客観的な事実関係を調査）

・学校で実施した調査の再分析や新たな調査を実施する。（文科省「背景調査の指針（改訂版）」を参照）

①文書情報の整理

②アンケート調査の実施（詳細調査の実施P17）

③聞き取り調査の実施（詳細調査の実施P18） → 時系列にまとめて分析する。

④情報の整理（詳細調査の実施P19）

## VI 調査結果を市教育委員会に報告する

## VII 調査結果を基に必要な措置を講ずる

・被害児童に対して、事情や心情を聴取し、状況に応じて継続的にケアを行う。

・被害児童生徒が不登校になっている場合は、学校生活への復帰に向けた支援活動を行う。

・再発防止策を検討する。（詳細調査の実施P20）

・報告書の取りまとめをする。（詳細調査の実施P20）

**【参考】 学校いじめ対策組織の構成員**

- (1) 外部人材には、スクールカウンセラー、学校運営協議会委員、青少年補導センター職員、少年補導職員、警察経験者（スクールサポーター）、学校医等が考えられます。  
※ 学校いじめ対策組織の構成員に外部人材の方になっていただく場合、事前に了承を得る必要があります。異動等も考慮し前年度中に確認をするようにしてください。
- (2) 調査を行うための第三者（専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別な利害関係を有しない者）組織には、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、精神科医、学識経験者などが考えられます。学校の状況に応じた人選をしてください。